

答 申 第 3 号

平成24年11月5日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第14条第2項第6号の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年7月24日付け芦都防第280号による諮問について、下記のとおり答
申します。

記

1 諮問事項

災害時要援護者の把握のための個人情報の提供について

2 答申内容

災害時に避難支援や安否確認を希望する高齢者及び障がい者から事前に登録申請を受けて作成した「在宅高齢者・要援護者台帳」、「災害時要援護者登録申請(承諾)書」の情報を、平時から地域支援組織へ提供するに当たっては、災害時要援護者の同意を得ることに努めるべきである。ただし、どうしても一定の期間内に意思確認ができず支援体制の確立に支障をきたす状況が生じた場合は、再度本審査会に諮問するよう要請する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 4 年 7 月 2 4 日	諮問書の受理
平成 2 4 年 9 月 1 1 日	諮問実施機関から意見聴取 第 1 回審議
平成 2 4 年 1 1 月 5 日	第 2 回審議